

私 第1872号
平成20年12月16日

各所轄宗教法人代表役員 様

大阪府生活文化部私学課長

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う宗教法人法の
一部改正について (通知)

平成18年6月2日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)が公布され、また、同日公布された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)によって、別添1のとおり宗教法人法(以下「法」という。)の一部が改正され、平成20年12月1日に施行されました。

今回の改正は、下記のとおり、民法及び非訟事件手続法の改正並びに登記制度の変更に伴う技術的及び形式的なものです。法第7章の登記に関する規定に変更がありますので、下記及び別紙参考に御留意くださるようお願いいたします。

また、本改正に伴い、法第9条の規定による所轄庁への届出の様式を別添のとおり改めることとしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1 民法及び非訟事件手続法準用規定に相当する規定の整備について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の制定に伴う民法及び非訟事件手続法の改正により、現行法第51条第1項において準用する民法及び非訟事件手続法の規定がすべて削除されるため、当該規定に相当する規定を宗教法人法に別途規定することとしたものである。

なお、当該規定の改正に伴う制度上の変更はない。

2 従たる事務所の所在地における登記等について

現行法では、従たる事務所の所在地における登記事項については、主たる事務所の所在地における登記事項と同一であるが、登記のコンピュータ化が図られ、従たる事務所の所在地から主たる事務所における登記情報にアクセスすることが容易になっていることを踏まえ、改正法では、登記申請者の負担軽減の観点から、従たる事務所における登記事項は、「名称」、「主たる事務所の所在場所」及び「従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所」のみとすることとしたものである。

また、下記のとおり、従たる事務所における登記等について、取扱いに変更があるので、下記に御留意いただくとともに、実際の登記に当たっては、所轄庁又は管轄の法務局に御相談いただきたい。

(1) 設立に際して従たる事務所を設けた場合(第52条、第59条第1項第1号・第2項)

宗教法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合、主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から2週間以内に当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地に

おける登記をしなければならない。

従たる事務所の所在地における登記においては、「名称」、「主たる事務所の所在場所」及び「従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所」を登記しなければならない。

ただし、当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるときは、従たる事務所の所在場所を登記すれば足りる。

(2) 設立後に従たる事務所を設けた場合（第53条、第59条第1項第3号・第2項）

宗教法人の成立後に従たる事務所を設けた場合、従たる事務所を設けた日から3週間以内に当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

従たる事務所の所在地における登記においては、「名称」、「主たる事務所の所在場所」及び「従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所」を登記しなければならない。

ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある従たる事務所の所在場所を登記すれば足りる。

また、当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるときは、従たる事務所の所在場所の変更の登記をすれば足りる。

(3) 名称を変更した場合（第59条第2項第1号・第3項）

宗教法人の名称に変更が生じたときは、3週間以内に、従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(4) 主たる事務所を移転した場合（第53条、第54条、第59条第2項第2号・第3項）

宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、2週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては法第52条第2項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

ただし、宗教法人がその主たる事務所を同一の登記所の管轄区域内に移転したときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をすれば足りる。

なお、宗教法人の主たる事務所の所在場所に変更が生じたときは、3週間以内に、従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(5) 従たる事務所を移転した場合（第53条、第59条第2項第3号・第3項、第60条）

宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4週間以内に、「名称」、「主たる事務所の所在場所」及び「従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所」を登記しなければならない。

ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、新たな従たる事務所の所在場所を登記すれば足りる。

なお、旧所在地が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合又は新所在地が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合は、それぞれ主たる事務所の所在地における事務所の所在場所の変更の登記をすれば足りる。

また、宗教法人がその従たる事務所を同一の登記所の管轄区域内に移転したときは、3週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在場所の変更の登記をすれば足りる。

- (6) 新設合併に際して従たる事務所を設けた場合（第56条、第59条第1項第2号・第2項）
合併により設立する宗教法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から3週間以内に当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

従たる事務所の所在地における登記においては、「名称」、「主たる事務所の所在場所」及び「従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所」を登記しなければならない。

ただし、当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるときは、従たる事務所の所在場所を登記すれば足りる。

- (7) 吸収合併の場合（第56条、第59条第3項、第61条）

宗教法人が合併するときは、当該合併に関する交付を受けた日から3週間以内に、従たる事務所の所在地においても、合併により解散する宗教法人については解散の登記をしなければならない。

合併により従たる事務所の所在地における登記事項に変更が生じたときは、合併後存続する宗教法人については、3週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

- (8) 清算終了の登記（第58条、第61条）

宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から3週間以内に、従たる事務所の所在地においても、清算終了の登記をしなければならない。

なお、宗教法人が解散した場合、主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならないが、従たる事務所の所在地においては、清算終了の登記をすれば足りるから、合併の場合を除いて、従たる事務所の所在地において、解散の登記は要しない。